

混合診療について

日本医師会常任理事

松原謙二

平成16年6月23日

健康保険制度

健康保険の医療は安全性と有効性が保障されている

健康保険の医療に関する価格は国が決められている

混合診療

- 混合診療とは、健康保険の範囲内の分は健康保険で賄い、範囲外の分を患者さんが医療機関に支払うことを示す
- 平等な医療を提供するために範囲外の診療費を徴収することを禁止している
- 範囲外の診療費を徴収する場合には健康保険が適用されず全額自己負担となる

アメニティ

- 入院時の個室代 (差額ベッド代)
- 診察予約費

快適性にかかわるものは混合診療ではない

我が国の保険給付システム

- 診察
- 薬剤又は治療材料
- 処置、手術その他の治療
- 居宅療養における看護
- 入院療養における看護

必要な療養をすべて現物給付する

現物給付制度

保険者 (国、市町村、健保組合) が医療サービスを医療機関から買い上げ患者さんに給付する

必要なものはすべて現物で給付される

混合診療

患者さんに必要な医療をすべて現物給付するシステムと反している

混合診療容認論の立場

- 規制緩和の一環としての消費者の選択の拡大
- 医療費 (保険給付費)抑制を目的とした公費支出の抑制
- 日本で認可されていない技術や医薬品の使用

混合診療の影響

患者さんも医師も技術進歩と高い医療の質を求める

医療提供コストは増大し保険外診療の費用は増加する

患者さんは私的保険を通じた保障を求めるようになる

私的保険

- 営利を目的とした私的保険では
 - 疾病に罹患している者や疾病に高いリスクを持つ者に対して加入制限を厳しくするか、高い保険料を課す可能性が高い
 - 真に医療を必要とする状態にあるものが保険に加入しにくい状態におかれる
 - 私的保険は公的保険の代替えとはなりえない

米国と日本

- 米国の医療費はGDP比で日本の2倍
- 米国は私的保険が医療の内容を決める
- 患者の権利法が必要な状態
- 4000万人が無保険

健康寿命ははるかに日本が優れている

新薬（新しい抗がん剤等）

- 安全で有効なことが客観的に証明されるならば速やかに保険適用にすべき
- 保険適用にするためのルールこそ規制緩和すべきである
- 健康保険の適用の判断基準を明確にして審議や結果をオープンにすることが必要

高度先進医療

- 特定療養費として健康保険制度の適用がある
- 高度先進医療は安全性が確立されているが、一般に普及されていないもので、健康保険に導入されるまでの間を特定療養費とする

高度先進医療

- 健康保険で多くの人を受けれるようになれば数のメリットで費用は安くなる
- 有効性が確立したら速やかに一般の治療と同じように通常健康保険と同様に扱われるべき
- 高度先進医療の認定も速やかにすべき

混合診療の問題点

- 財政難を理由に最新の医療が健康保険に導入されなくなり、費用が負担できる人しか必要な医療が受けられなくなる
- 費用の負担できる人とできない人の間に不公平が生じる 命は平等
- 医学医療の進歩の享受は国民皆保険によって国民全員が受けるべき

生命 個人の尊厳

- 自由主義
- 福祉主義 (自由主義の補完原理)
- 無用な国家機能の拡大
- 新自由主義
- 市場競争原理
- 経済と生命の混同

経済と生命の混同は危険

- 経済の失敗
購買能力のない者は我慢する
- 生命の失敗
死が待っている

幸福な国家とは

自由で安心のできる国

日本医師会は混合診療に反対